北大の継続雇用制度〔案〕について

長期勤務契約職員と正規職員が同一の雇用条件となる！

長期勤務短時間職員も対象に

■労使協議（5/30）で基準を除く継続雇用制度（教員をのぞく）の内容が嘱託職員就業規則の改正案として提示されました。

■長期勤務の契約職員、短時間勤務職員が対象になったこと、長期勤務職員の雇用条件などは組合交渉の成果であり評価できます。しかし、業務区分や給与格差の設定、再任時の給与の変更など根拠や基準の曖昧さもあり改善の余地はあります。
より良い制度を作るためにご意見をお寄せ下さい。概略は以下の通りです。

1）対象／正規職員、長期勤務契約職員、長期勤務短時間職員
2）採用、更新、期間／
労使協定で合意した「基準」により採用及び更新を行い期間は原則１年,
「大学は更新を求めることがある」
3）給与／正規職員及び長期勤務契約職員は月給制とし、一般業務は１８万、困難業務は２３万、再任時は「前年度の勤務状況に応じ変更することがある。」
長期勤務短時間職員は時給１０００円とし、「大学が特に必要と認める場合にはこれを増額又は減額することがある。」
4）手当／通常は通勤手当のみ。超過勤務手当、入試手当等は勤務に応じて。

よりよい北大の継続雇用制度の制定を求めて

学習＆意見交換会

６月１３日（火）６時から８時
工学部第２会議室
報告／北大職組担当執行委員

あなたは
働き続けるとしたら
どのような制度を望みますか？
どなたでも関心のある方の参加を歓迎します

2006.6.7　北海道大学教職員組合